

地震災害復旧工事特例共同企業体運用基準

平成30年12月23日 水林総第1345号

1 基準の趣旨

平成30年に発生した災害の復旧工事の発注に当たって、地震災害復旧工事特例共同企業体（以下「地震災害復旧企業体」という。）を活用する場合の基準とすべき事項を示すものである。

2 地震災害復旧企業体の運用基準

(1) 対象工事

地震災害復旧企業体は、予定価格の額が5千5百万円以上の制限付一般競争入札及び指名競争入札に付する工事のうち、北海道胆振総合振興局管内において施工する平成30年に発生した災害の復旧工事及び災害関連緊急工事を対象とし、入札の公告等において競争入札の参加要件として定めるものとする。

(2) 結成方法及びその回数

結成方法は自主結成とし、一つの企業が登録することができる回数は3回までとする。

(3) 地震災害復旧企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

地震災害復旧企業体は、単体企業に準じて取り扱うものとし、地震災害復旧企業体と単体企業との混合入札とする。

(4) 地震災害復旧企業体の要件

地震災害復旧企業体は、次の要件を満たすものとする。

ア 構成員数は、2社又は3社とする。

イ 全ての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

(5) 構成員の要件

全ての構成員は、次の要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格において森林土工事の資格を有する単体企業又は協業組合であること。

イ 地震災害復旧企業体の構成員の組合せは、C等級に格付けされた者を除く者同士の組合せとし、予定価格の額に応じて、次のとおりとする。

(7) 予定価格の額が5億円以上の場合

全てが北海道内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有する者であり、かつ、その内1社以上はA等級に区分されている者であること。

(4) 予定価格の額が3億円以上5億円未満の場合

全てが北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であり、かつ、その内1社以上が北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号別表又は別紙二（2）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を有する者であること。さらに、北海道胆振総合振興局管内に主たる営業所を有しない者が1社以上となる組合せの場合については、その内1社以上はA等級に区分されている者であること。

(ウ) 予定価格の額が2億5千万円以上3億円未満の場合

全てが北海道内に主たる営業所を有する者であること。

(I) 予定価格の額が2億5千万円未満の場合

全てが北海道内に主たる営業所を有する者であること。かつ、その内1社以上が、北海道胆振総合振興局管内に主たる営業所を有する者であること。

(6) 入札参加の要件

地震災害復旧企業体は、イ、カ及びキの要件を満たすものとし、構成員は、アからオ及びクからコの要件を全て満たすものとする。

なお、オの要件については構成員の1社以上が満たすこと。

ア 発注工事に対応する建設業法における建設工事の種類ごとに定める許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 競争入札参加等除外措置要領（平成23年3月18日付け局総第1423号総務部長、総合政策部長、環境生活部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「競争入札参加等除外措置要領の制定について」）の規定により、競争入札等への参加を除外されていないこと。

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。

カ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者以下同じ。）を構成員の1者は工事現場に専任で配置できることとし、残りの構成員は兼任で配置できること。

キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ク 発注工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ケ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が地震災害復旧企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

コ 構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として入札に参加する者でないこと。

3 競争入札参加資格審査

(1) 競争入札参加資格審査

ア 登録機関である北海道胆振総合振興局において申請書を受領し、北海道水産林務部長が適格事項を審査の上、申請者及び登録機関にその結果を通知するものとする。

イ 競争入札参加資格審査申請は毎年度行うものとし、その有効期限は年度末とする。

(2) 資格審査の提出書類

地震災害復旧企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 地震災害復旧工事特例共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

イ 地震災害復旧工事特例共同企業体協定書（別記第2号様式）

4 地震災害復旧企業体の解散

地震災害復旧企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、北海道胆振総合振興局長を經由して北海道水産林務部長に解散届を提出させるものとする。

5 地震災害復旧企業体との契約

(1) 地震災害復旧企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。

(2) 請負契約書には、地震災害復旧工事特例共同企業体協定書(写し)のほか、地震災害復旧工事特例共同企業体附属協定書(甲)(別記第3号様式)を、それぞれ添付させるものとする。

(3) 契約締結後、共同企業体編成表を提出させるものとする。

6 様式

地震災害復旧企業体に係る様式は、別記によるものとする。